

指定廃棄物の処理に関する県民の理解の促進について

1. これまでの取組について

1) 環境省ホームページを通じた理解の促進

- ・ 指定廃棄物の発生経緯、一時保管の現状と課題、処理施設の必要性・安全性等について分かりやすく説明
- ・ 特に栃木県民に取組状況を紹介するため、H26.5 には環境省ホームページ内に独立した特設ページを開設



- ・ 詳細調査を行う候補地が所在する地元からいただいたご質問に対する環境省の考え方をすべて掲載するなど、県民の理解促進のためのコンテンツを随時更新中



2) 指定廃棄物に関するパンフレットの作成・配布を通じた理解の促進

- ・ 指定廃棄物に関する基礎情報、処理のプロセス、一時保管と収集・運搬の方法、減容化施設の必要性・安全性、処理施設の必要性・安全性、放射線の基礎知識に関するパンフレットを作成・配布



- ・ 栃木県と共同で、指定廃棄物について県民のご理解とご協力をお願いするための「大切なお知らせ」を作成し、新聞折り込みにて、栃木県内各戸へ配布。(平成 25 年 8 月)



3) 新聞広報を通じた理解の促進

- ・一時保管の現状と課題、処理施設の必要性・安全性等や選定手法について新聞広告によりお知らせ（これまでに計 11 回栃木県内の新聞に掲載）

- ・平成 25 年 12 月 7 日（下野：朝刊、読売：朝刊、朝日：朝刊、毎日：朝刊、産経：朝刊）
指定廃棄物の早急な処理の必要性について

指定廃棄物の早急な処理が必要です。

栃木県内では、放射性物質に汚染された指定廃棄物が県内各所で一時保管されており、できるだけ早急に処理することが必要です。国が責任をもって県内に処分施設等を建設し、分散保管されている指定廃棄物を集約して安全に処理を行いますので、みなさまのご理解とご協力をよくお願いいたします。



● 栃木県 ●



放射性物質の発生・貯蔵・処分までのプロセスが示されています。

発生経緯

平成23年3月の東京電力福島第一原子力発電所の事故によって大気中に放出された放射性物質が、私たちが日常生活の中で排出されている放射性物質や雨水汚染、薪やわい竹などに付着しました。そのうち、放射性物質を一定量を越えたものについては、処理に当たって配慮が必要となるため、国の責任のもと、適切な方法で処分することとなりました。

処理の必要性

栃木県においては、このような廃棄物が県内各所に分散して一時保管されています。保管場所がひっ迫していることに加え、長期にわたる放射性物質の心配も必要です。処分施設等を県内に1か所設置し、安全に集約して処理する必要があります。栃木で発生している指定廃棄物を持ち込める処分場は限られています。

施設の安全性

指定廃棄物の処分施設では、二重のコンクリートで遮断し、管理点検路を設けるなど荷重も対策を講じ、雨水や地下水などの処分施設内へ浸入することを防ぎます。これらの対策により、放射性物質が外に漏れ出すことを防止します。さらに、長期にわたって、国が維持管理・点検することにより、周辺住民の方々の健康に対する影響が及ばないようにします。

処分に向けた取り組みについて

現在、市町村議会を開催するなど、地元のご意見やご意向を十分に踏まえ、処分施設等を設置する候補地の選定や建設の決定に向けて取り組んでいます。

※指定廃棄物とは・・・放射性物質がごみの燃焼灰、下水汚泥、浄水処理水、薪やわい竹などに一定濃度（10キログラム当たり8,000ベクレル）を超えて付着・蓄積し、環境大臣が指定した放射性物質のことで、これらは放射性物質汚染対処特措法に基づき、国が処理を行います。指定廃棄物は原子力施設で発生する放射性廃棄物ではありません。

- ・平成 26 年 1 月 11 日（下野：朝刊、読売：朝刊、朝日：朝刊、毎日：朝刊、産経：朝刊）
栃木県における処分施設候補地の選定手法について

[illegible]

・平成26年3月26日～3月30日（下野：朝刊）

計5回にわたって連載広告を実施

①指定廃棄物に関する基礎情報について

②指定廃棄物の処理の流れについて

指定廃棄物のいまとこれから 第1回 指定廃棄物とは？

Q & A

Q 現状の一時保管による周辺環境への影響はないのですか？

A 指定廃棄物は大きな炉や容器へ収納して腐敗・流出などを防止し、また雨水などによって雨水などが入らないように保管されています。さらに、空間放射線量を測定し、周辺への影響がないことを確認しています。ただし、長期には自然災害などの心配もあり、早期に安全な方法で処理することが必要になっています。

Q 安全に処理されるのですか？

A 法律に基づき、廃棄物の性状に応じて放射線量の測定・安定化を行ったうえで埋立処分し、長期的に放射線量が減ることを確認しています。また、道路沿線に設置されたモニタリングポストで放射線量を測定し、安全な方法で処理することが必要になっています。

ごみ焼却灰などに放射性物質が付着

原子力発電所の事故発生により、放射性物質がごみ焼却灰などに付着しています。放射性物質は、ごみ焼却灰などに付着し、雨水などに溶け出し、地下水などに浸透する可能性があります。放射性物質は、ごみ焼却灰などに付着し、雨水などに溶け出し、地下水などに浸透する可能性があります。放射性物質は、ごみ焼却灰などに付着し、雨水などに溶け出し、地下水などに浸透する可能性があります。

環境省 福島県 024-523-5391 (8:30～17:15 土日祝除く)
東京 03-6741-4535 (9:30～18:15 土日祝除く)
【ホームページURL】 <http://shitehaiki.env.go.jp/>

指定廃棄物のいまとこれから 第2回 指定廃棄物の処理の流れ

Q & A

Q 指定廃棄物を燃やす時、放射性セシウムは飛散しないのですか？

A 放射性セシウムは、放射性物質の一種で、燃やすと飛散する可能性があります。放射性セシウムは、放射性物質の一種で、燃やすと飛散する可能性があります。放射性セシウムは、放射性物質の一種で、燃やすと飛散する可能性があります。

Q 運搬時に指定廃棄物の飛散や漏出はありますか？

A 指定廃棄物の運搬には、厳格な安全対策がとられています。指定廃棄物の運搬には、厳格な安全対策がとられています。指定廃棄物の運搬には、厳格な安全対策がとられています。

一時保管から処分施設での管理へ

指定廃棄物は、一時保管施設で保管された後、処分施設で処理されます。処分施設では、放射性物質の性状に応じて、埋立処分や焼却処分が行われます。処分施設では、放射性物質の性状に応じて、埋立処分や焼却処分が行われます。処分施設では、放射性物質の性状に応じて、埋立処分や焼却処分が行われます。

環境省 福島県 024-523-5391 (8:30～17:15 土日祝除く)
東京 03-6741-4535 (9:30～18:15 土日祝除く)
【ホームページURL】 <http://shitehaiki.env.go.jp/>

③指定廃棄物の処理の方法について

④指定廃棄物の一時保管の現状について

指定廃棄物のいまとこれから 第3回 指定廃棄物の処理の方法

Q & A

Q なぜ焼却などの減容が必要なのですか？

A 可燃性の指定廃棄物は、そのままでは安定化が難しく、焼却によって放射線量を減らすことができます。可燃性の指定廃棄物は、そのままでは安定化が難しく、焼却によって放射線量を減らすことができます。可燃性の指定廃棄物は、そのままでは安定化が難しく、焼却によって放射線量を減らすことができます。

Q バグフィルターとはどのようなものですか？

A 焼却炉の排気管に設置されたフィルターで、放射性物質を除去するための装置です。焼却炉の排気管に設置されたフィルターで、放射性物質を除去するための装置です。焼却炉の排気管に設置されたフィルターで、放射性物質を除去するための装置です。

可燃物は焼却などによって安定化

指定廃棄物のうち、可燃物は焼却によって安定化されます。可燃物は、焼却によって放射線量を減らすことができます。可燃物は、焼却によって放射線量を減らすことができます。可燃物は、焼却によって放射線量を減らすことができます。

環境省 福島県 024-523-5391 (8:30～17:15 土日祝除く)
東京 03-6741-4535 (9:30～18:15 土日祝除く)
【ホームページURL】 <http://shitehaiki.env.go.jp/>

指定廃棄物のいまとこれから 第4回 ルポ・県内の指定廃棄物の現状

Q & A

Q 一時保管はどのような方法で行われていますか？

A 県内には、指定廃棄物の一時保管施設が複数あります。指定廃棄物の一時保管施設は、指定廃棄物の性状に応じて、埋立処分や焼却処分が行われます。指定廃棄物の一時保管施設は、指定廃棄物の性状に応じて、埋立処分や焼却処分が行われます。

Q 県内にはどれくらいの指定廃棄物が一時保管されているのですか？

A 平成25年12月末で、約1万4000tの指定廃棄物が県内に一時保管されています。指定廃棄物の一時保管施設は、指定廃棄物の性状に応じて、埋立処分や焼却処分が行われます。指定廃棄物の一時保管施設は、指定廃棄物の性状に応じて、埋立処分や焼却処分が行われます。

限界に近づいている一時保管施設

指定廃棄物の一時保管施設は、指定廃棄物の性状に応じて、埋立処分や焼却処分が行われます。指定廃棄物の一時保管施設は、指定廃棄物の性状に応じて、埋立処分や焼却処分が行われます。指定廃棄物の一時保管施設は、指定廃棄物の性状に応じて、埋立処分や焼却処分が行われます。

環境省 福島県 024-523-5391 (8:30～17:15 土日祝除く)
東京 03-6741-4535 (9:30～18:15 土日祝除く)
【ホームページURL】 <http://shitehaiki.env.go.jp/>

⑤処分施設の安全性について

指定廃棄物のいまとこれから 第5回 指定廃棄物処分施設の安全性

Q & A

Q 埋立終了後の処分施設の管理は誰が行うのですか？

A 放射性物質汚染対処特措法に基づき、指定廃棄物の処分施設は、国が責任を持って管理を行います。放射性物質汚染対処特措法に基づき、指定廃棄物の処分施設は、国が責任を持って管理を行います。放射性物質汚染対処特措法に基づき、指定廃棄物の処分施設は、国が責任を持って管理を行います。

Q 埋め立てられた指定廃棄物はどのような状態になるのですか？

A 放射性物質は一定の時間が経過すると放射線量が減り、物質に変化していきます。埋め立てられた指定廃棄物は、一定の時間が経過すると放射線量が減り、物質に変化していきます。埋め立てられた指定廃棄物は、一定の時間が経過すると放射線量が減り、物質に変化していきます。

地下施設に埋め立て長期間管理

指定廃棄物の処分施設は、地下施設に埋め立てられ、長期間管理が行われます。指定廃棄物の処分施設は、地下施設に埋め立てられ、長期間管理が行われます。指定廃棄物の処分施設は、地下施設に埋め立てられ、長期間管理が行われます。

環境省 福島県 024-523-5391 (8:30～17:15 土日祝除く)
東京 03-6741-4535 (9:30～18:15 土日祝除く)
【ホームページURL】 <http://shitehaiki.env.go.jp/>

・平成26年6月27日（下野：朝刊、読売：朝刊、朝日：朝刊、毎日：朝刊、産経：朝刊）

指定廃棄物の早急な処理の必要性について

広告 安全・安心確保のため、指定廃棄物の早急な処理を

環境省
環境省からのご案内です

栃木県内では、放射性物質に汚染された指定廃棄物が県内のごみ焼却施設や下水処理施設、農家の土地など（約170カ所）で一時的に保管・管理されており、保管の長期化による保管者の負担や、近年頻発している雹害などの自然災害の懸念といった様々な問題に直面しています。国が責任をもって指定廃棄物の処理を進めますので、皆さまのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

指定廃棄物とは

日常生活で排出されたごみの焼却灰や燃やした灰などに放射性物質が付着し、一定濃度（1キログラム当たり8,000ベクレル）を超えてしまっているもので、環境大臣が指定した廃棄物のことです。栃木県では現在約14,000トンの指定廃棄物が発生しています。県民の皆さまの長期的な安全を確保するため、放射性物質汚染対処法に基づき、国の責任のもと、適切な方法で処理します。

指定廃棄物の種類

指定廃棄物処理情報サイト <http://shiteihaiki.env.go.jp/>

指定廃棄物の放射能レベル

指定廃棄物は原子力施設で発生した放射性廃棄物ではありません。

原子力施設で発生した廃棄物を、コンクリート構造で遮断された施設で処分（コンクリートビッド処分）する場合、放射性セシウムで1キログラム当たり1,000ベクレルまで処分が可能とされており、この上限度と指定廃棄物（8,000ベクレル～10万ベクレル程度）を比較すると約100万分の1以下と、はるかに小さい数値になります。

指定廃棄物の放射能濃度（8,000～10万ベクレル/kg程度）

約100万分の1

原子力施設で発生した放射性廃棄物（イメージ）

コンクリートビッド処分の濃度上限値（1,000ベクレル/kg）

指定廃棄物に関するお問合せ窓口 03-6741-4535（9:30～18:15 土日祝除く）

・平成26年7月28日（下野：朝刊、読売：朝刊、朝日：朝刊、毎日：朝刊、産経：朝刊）

指定廃棄物の一時保管の現状及び処分場の必要性について

安心・安全確保のため、指定廃棄物の早急な処理を。

環境省
環境省からのご案内です

栃木県内では、放射性物質に汚染された指定廃棄物が県内のごみ焼却施設や下水処理施設、農家の土地などで一時的に保管・管理されており、保管の長期化による保管者の負担や、近年頻発している雹害などの自然災害の懸念といった様々な問題に直面しています。国が責任をもって指定廃棄物の処理を進めますので、皆さまのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

今は安全に一時保管されていますが...

- 保管が長期化
保管の長期化により、保管者に負担がかかっています。
- 自然災害が懸念
雹害や台風などの自然災害による飛散や流出が懸念されます。
- 県内各地に分散して保管
県内の約170カ所で保管されています。

長期にわたる安全・安心を確保するために、処分場が必要です。

- 外部に放射性物質を出さず、放射線を遮へいする構造です。
二重のコンクリートで遮断し、管理設備を設けるなど同量の放射線を減らすことで、放射性物質の漏れを防止します。また、放射性セシウムを吸着する性質を持つ土壌などを用いることで、放射線を遮へいします。
- 長期にわたり国が点検・維持管理を行います。
管理設備を点検し、自然によりコンクリートの健全性を点検します。また、地下水のモニタリングや空気放射線等の測定を行い、安全・安心の確保に万全を尽くします。

※栃木県内の指定廃棄物を栃木県内で処分するための施設です。

指定廃棄物処理情報サイト <http://shiteihaiki.env.go.jp/>

この広告・指定廃棄物に関するお問合せ窓口 03-6741-4535（9:30～18:15 土日祝除く）

・平成26年8月20日（下野：朝刊、読売：朝刊、朝日：朝刊[モノクロ]、毎日：朝刊、産経：朝刊）

栃木県内で処分する指定廃棄物について

東日本大震災以降、処分できない廃棄物を県内各地の約170カ所で保管していただいています。

環境省
環境省からのご案内です

東日本大震災以降、栃木県内では放射性物質が付着した一部の牧草やごみ焼却灰などの処理が進まなくなりました。これらの廃棄物は、農家の庭先やごみ焼却施設など県内各地の約170カ所で一時的に保管していただいています。これは、保管の長期化による保管者の方々のご負担や、近年頻発している雹害などの自然災害の懸念といった様々な問題に直面しています。環境省では、県民の皆さまの安全を確保するためにも、これらの栃木県内の廃棄物を県内1カ所に集約して、責任を持って処理を進めます。皆さまのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

栃木県内で処分する廃棄物は原子力施設で発生した放射性廃棄物ではありません！

栃木県内で処分する廃棄物は、東日本大震災の直後、飛散した放射性物質が皆さまの日常生活で排出されたごみの焼却灰や牧草などに付着したものです。原子力施設から発生した使用済み核燃料などの放射性廃棄物とは全く違います。

栃木県内で処分する廃棄物（放射性セシウム）

約100万分の1

原子力施設で発生した放射性廃棄物（イメージ）

1,000ベクレル/kg（コンクリートビッド処分の濃度上限値）

※ベクレルは、放射線計測単位で放射線の量を表す単位です。

栃木県内の廃棄物を処分する施設です！他県から持ち込むことは絶対にありません。

- 水の出入りのない構造です。
壁の中の空洞を密閉し、埋め立て後は土壌をコンクリートと水を通さなくして土壌で覆うことで、雨水・地下水の浸入を防止します。また、コンクリート二重構造とすることで外部への放射線を減らすことができます。さらに、管理設備を設け、自然により放射線を遮へいします。
- 外部に放射性物質を出さず、放射線を遮へいする構造です。
本施設に搬入した廃棄物を二重のコンクリートの壁で囲むなど同量の放射線を減らすことで、放射性物質の漏れを防止します。また、放射性セシウムを吸着する性質を持つ土壌などを間接的に用いることで、放射線を遮へいします。
- 長期にわたり国が点検・維持管理を行います。
管理設備を点検し、自然によりコンクリートの健全性を点検します。また、地下水のモニタリングや空気放射線等の測定を行い、安全・安心の確保に万全を尽くします。

環境省ホームページ（指定廃棄物処理情報サイト） <http://shiteihaiki.env.go.jp/>

本件に関するお問合せ窓口 03-6741-4535（9:30～18:15 土日祝除く）

指定廃棄物の一時保管の長期化の解決について

(読売：朝刊、朝日：朝刊、毎日：朝刊、産経：朝刊)

4) モニタリング情報の公表

- ・施設周辺の空間線量率・地下水の水質などについて、施設設置前から測定し、施設設置前後において数値の比較を行い、問題がないことを確認。測定データを随時更新して公表。

2. 今後の進め方について

これまで以上に、集中的に連載企画・シリーズ化した広報活動を行うことにより、地元の方々や広く国民の皆様のご関心に沿った情報発信を行うことにより、幅広くご理解が得られるように取り組む。

1) 新聞を通じた理解の促進

栃木県においては、これまでも一時保管の現状と課題、処理施設の必要性等について、計 11 回新聞広報によりお知らせを行ってきた。

今後、これまで以上に、指定廃棄物に係る取組みについて、県民の関心に沿った情報発信を行い、指定廃棄物の安全な処理について皆様の理解が得られるよう、努める予定。

2) テレビを通じた理解の促進

新聞広報に加え、新たな広報施策として、テレビ広報番組を作成することを検討している。

具体的には、放射線や指定廃棄物の処理について不安を感じている方々に対し、放射線の基礎知識、指定廃棄物の基礎知識等について、分かりやすい広報番組を作成し、定期的に放送することを検討中。

3) ホームページにおけるコンテンツの充実

指定廃棄物の詳細調査候補地の選定に使用した各種データの拡充を行うなど、さらに栃木県民の理解を促進するようなコンテンツの充実などを行っていく。